

背景

- 教育基本法第1条（教育の目的）及び同法第14条（政治教育）に基づき、これからの社会を担う子供たちに、平和で民主的な国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成するための取組を推進することが重要。（このような動きは、諸外国、OECDの教育改革の方向性とも軌を一にする）
- 特に、平成27年の公職選挙法等の改正による選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることを踏まえ、新学習指導要領の下で、主権者教育の一層の充実を図ることが求められている。
- 主権者教育推進会議としては、新学習指導要領の下、主権者として必要な資質・能力を、各学校段階における学びを通じて、あるいは家庭や地域における学びを通じて、社会総がかりで児童生徒に育成する観点から、今後の主権者教育推進の方向性について提言をまとめたもの。

主権者教育をめぐる課題

【学校教育】

- ・ 主権者教育に関する内容の充実を図った新学習指導要領等の下、①学校段階等間の円滑な接続、②教育課程全体を通じた指導の充実、③現実社会の諸課題を扱った指導の充実や関係機関との連携の推進等が求められている

【家庭、地域における教育】

- ・ 家庭における教育としては、人格形成の基礎が培われる幼少期から、社会との関わりを意識する機会を増やすことが求められている
- ・ 地域における教育としては、地域の構成員の一人として、主体的に参画できる機会を増やすことが求められている
- ・ 学校、家庭、地域など多様な主体の連携・協働による取組の推進が求められている

【メディアリテラシーの育成】

- ・ 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成を学校・家庭において図ることが求められている。

主権者教育推進の方向性 – 提言 –

(1) 各学校段階での主権者教育の充実

モデル校での実践研究の推進 児童生徒向け副教材や教師用指導資料の開発

- ・ 小・中学校、高等学校、大学での主権者教育の充実
- ・ 幼児期から高等学校段階までの学習の円滑な接続
- ・ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラムの開発
- ・ 大学における選挙啓発に向けた取組や、主権者としての意識の涵養に向けた好事例の収集と横展開

(2) 家庭、地域における主権者教育の充実

親子連れ投票の推進等普及啓発活動の実施、家庭教育支援の充実、多様な主体の連携・協働の取組支援

- ・ 保護者への学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援
- ・ 総務省等の機関・PTA団体等との連携による親子連れ投票の推進など主権者教育に関する普及啓発活動の実施
- ・ 地域学校協働活動やコミュニティスクール、公民館等の社会教育施設における取組事例の収集と横展開

(3) 主権者教育の充実に向けた メディアリテラシーの育成

モデル校での効果的な指導方法の開発 学校、家庭におけるNIE教育の推進

- ・ 多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集できるようにするための指導方法の開発
- ・ 情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見をもつことや自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持てるようにするための指導方法の開発
- ・ 学校や家庭でのNIE推進の取組事例の収集と横展開